

茨城県広域避難計画（案）の検討状況

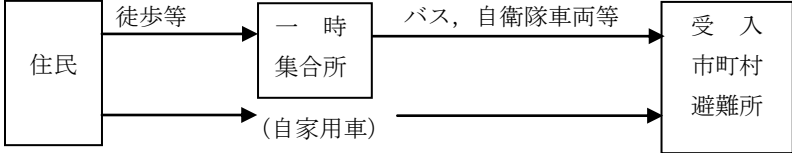
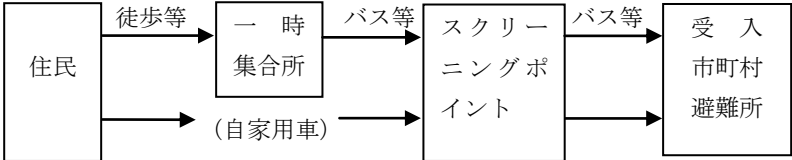
項 目	内 容	検 討 事 項
第 1 章 広域避難計画の策定		
1 広域避難計画の策定の目的	緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実にする	
2 広域避難計画策定にあたっての基本的な考え方	<p>(1) P A Z, U P Zにおける考え方 P A Z : E A L (緊急時活動レベルに基づき確定的影響を回避 U P Z : O I L (運用上の介入レベル)に基づき確率的影響を可能な限り低減</p> <p>(2) 避難先, 避難ルート of 明示 円滑な避難が行えるよう避難先, 避難ルートを明示</p> <p>(3) P A Z 避難への配慮 P A Z の避難を先行させ, P A Z の避難が円滑に実施できるよう配慮しながらU P Z の避難完了を目指す</p> <p>(4) 更なる避難の回避等 避難先はU P Z 外とし, 同一地区単位で避難</p> <p>(5) 災害時要援護者への対応 在宅要支援者, 社会福祉施設入所者, 病院入院患者等の安全かつ迅速な避難を図る</p> <p>(6) 避難手段 自家用車避難を想定。災害時要援護者等は, バス, 福祉車両等あらゆる手段を活用</p> <p>(7) 複合災害時の対応 道路, 橋梁等に障害が発生し, 正常な避難ができないことも想定</p>	

項 目	内 容	検 討 事 項
第2章 広域避難計画の前提		
1 対象地域	東海第二原子力発電所から30km圏内の地域とし、距離に応じた市町村、町丁字及び人口等のデータ	
2 避難先地域の設定	避難指示市町村の人口、避難先市町村の受入人数のデータ	
3 避難・屋内退避の指示への対応	<p>(1) P A Z 圏内 施設敷地緊急事態の段階で避難準備を開始し、全面緊急事態で避難</p> <p>(2) U P Z 圏内 P A Z 避難時に屋内退避（避難準備）し、O I Lに基づき避難等</p> <p>(3) U P Z 圏外 ・ P A Z 避難時に屋内退避の注意喚起、O I Lに基づき避難等、P A Z 等圏内からの避難者の受入</p>	

項 目	内 容	検 討 事 項
第3章 住民の避難等に係る連絡・広報		
1 住民に対する防災知識の普及	パンフレット、ハンドブック等を作成し、原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項、各地区ごとの避難所、安定ヨウ素剤の配布場所等を事前に周知	
2 事故発生時の通報・連絡	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力事業者の行う通報 警戒段階での関係自治体、国等への通報、避難先市町村への連絡 (2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡 異常検知時の国等、避難先市町村への連絡、 	
3 特定事象発生における連絡	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力事業者の行う通報 特定事象発生段階での国、関係自治体への通報、避難先市町村への連絡 (2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡 5 μSV/h以上測定時の国等、避難先市町村への連絡 	
4 広報の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民への情報提供、指示の伝達、報道機関への情報提供 国、関係自治体、事故発生事業所との連携 (2) 情報の伝達手段 広報媒体の効果的・効率的な活用 (3) 定期的な情報提供 定期的な情報の提供と県民全体への広報 (4) わかりやすい広報 視聴覚障害者等への配慮、マスメディアの協力 	

項 目	内 容	検 討 事 項
5 県の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関との連絡 関係自治体，防災関係機関，交通機関に対する情報連絡 (2) 県民及び報道機関への広報 住民のとるべき当面の行動，交通規制・避難経路等について， 県民及び報道機関に広報を実施 (3) 住民からの問い合わせ対応 住民問い合わせ窓口の設置，字幕や外国語等による情報提供 	
6 所在・関係周辺市町村の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広範囲な広報の実施 事故の状況，環境への影響予測，関係機関の対応状況，住民の とるべき行動の指針，一時集合所・避難所等の事項を広報 (2) 広報手段 防災行政無線，HP，広報車等，できる限りの手段で広報 	
7 原子力事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定期的な広報 事故の状況，応急対策の実施状況等について，報道機関へ広報 	
8 防災関係機関等の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察本部長が行う広報 交通規制，住民避難等に関する広報 (2) 第三管区海上保安部茨城海上保安部長が行う広報 周辺海域の船泊に対する情報の提供，指示内容の伝達 (3) 一時滞在者が多く集まる施設の管理者等が行う広報 施設利用者，公共交通機関利用者に対する情報の提供，指示内容 の伝達 	

項 目	内 容	検 討 事 項
9 事故の各段階に応じた広報	<p>(1) 段階別広報の実施 事故発生時，特定事象発生時，事故等の状況変化があった場合，緊急時モニタリング結果が集約された場合，放出状況に変化があった場合</p> <p>(2) 広報媒体 多くの情報を提供する場合はテレビ，ラジオ等を活用，勧告・指示等を行う場合はあらゆる広報媒体を活用</p>	
10 各段階の広報において留意すべき点	<p>(1) 事故発生後，初期の段階 落ち着いて指示を待つことが重要であることを重点に広報</p> <p>(2) 住民に具体的な行動を求める段階 対象地域には，とるべき行動を具体的に示し，対象外地域では，協力を求める広報を実施</p> <p>(3) 住民に求める行動が地域に応じて異なる場合 対象地域名を明示し，措置の相違を具体的に説明</p> <p>(4) 避難所における広報 情報不足によるパニックを回避するための定期的な情報提供</p>	

項 目	内 容	検 討 事 項
第4章 住民の避難体制		
1 避難の流れ	<p>(1) P A Z 圏内</p> <p>ア 滞在している場所からの避難を原則 〔自宅〕自家用車による直接避難，一時集合所からの集団避難 〔学校等〕児童・生徒等が学校にいる場合は集団避難 〔職場〕自家用車による避難</p> <p>イ 3歳未満の乳幼児は，施設敷地緊急事態で保護者同伴，保育士等が付き添って避難</p> <p>(2) U P Z 圏内</p> <p>ア 屋内退避指示時には帰宅し，自宅から避難</p> <p>イ 一時集合所からの集団避難</p> <p>ウ 帰宅困難，時間的余裕がない場合は，滞り場所から避難</p> <p>(3) 放射性物質が放出されていないとき</p>  <pre> graph LR A[住民] -- 徒歩等 --> B[一時集合所] A -- "(自家用車)" --> B B -- "バス, 自衛隊車両等" --> C[受入市町村避難所] </pre> <p>(4) 放射性物質が放出されてしまったとき</p>  <pre> graph LR A[住民] -- 徒歩等 --> B[一時集合所] A -- "(自家用車)" --> B B -- "バス等" --> C[スクリーニングポイント] C -- "バス等" --> D[受入市町村避難所] </pre>	<p>検討事項①：二次災害リスクの解消，駐車場の確保 【JR，船舶等利用の検討】</p> <p>検討事項②：移動手段，避難用バス等の確保 【一時集合所までの移動手段，避難用バス等の確保の検討】</p> <p>検討事項③：学校等における生徒の避難 【バス等の確保，保護者への引渡し等の検討】</p> <p>検討事項④：企業の避難対応 【避難用バス等の確保の検討】</p> <p>検討事項⑤：3歳児クラスは1人の保育士が30人を保育 【避難体制の検討】</p> <p>検討事項⑥：汚染環境からの避難 【身体，車両のスクリーニングの検討】</p> <p>検討事項⑦：一時集合所までの移動手段と移動体制 【放射性物質放出後の徒歩移動，避難用バス等の確保の検討】</p>

項 目	内 容	検 討 事 項
2 避難先の確保等	ア あらかじめ避難所情報を整理，確保 イ 一時集合場所，スクリーニングポイントまでの避難ルート等を住民へ事前周知	
3 避難手段及び避難ルート	(1) 避難手段の確保 ア 自家用車利用の場合の乗合せ イ 自家用車避難困難者は，一時集合場所からバス利用，学校等から避難する生徒等は，P A Z 圏内は学校等から集団避難，U P Z 圏内は保護者に引き渡した後避難 ウ 一時集合所，学校等へのバスの手配 エ バス避難が困難の場合の支援要請 オ 地震時などの際のその他の輸送手段の確保 (2) 避難ルート ア 高速道路を活用 イ 円滑なP A Z 避難のための避難ルートの分離 ウ 地区ごとに避難ルートを設定 エ 災害状況，避難先の状況，風向き等を踏まえた避難ルートの再調整（S P E E D I 等の活用） オ 避難ルート設定等に関する道路管理者からの情報提供 (3) 避難誘導・交通規制 ア 県警察の交通状況の把握 イ 緊急性の高い区域からの避難のための交通規制 ウ 交通誘導等の実施 エ ボトルネック解消のための交通規制・迂回措置	

項 目	内 容	検 討 事 項
	<p>(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用</p> <p>[P A Z 圏内]</p> <p>ア 施設敷地緊急事態の時点で服用の準備, 服用不適切者や3歳未満の乳幼児は避難</p> <p>イ 原子力緊急事態宣言発出時の服用指示</p> <p>ウ 3歳児未満の乳幼児で避難が遅れている場合は調製後服用 検討事項⑧</p> <p>エ 紛失, 外出中で身近に安定ヨウ素剤がない場合は, 避難の際に追加配布される安定ヨウ素剤を服用し避難 検討事項⑨</p> <p>[U P Z 圏内]</p> <p>ア 原子力災害対策本部の指示に基づき, または独自の判断により安定ヨウ素剤を配布し服用を指示 検討事項⑩⑪</p> <p>イ 避難時の安定ヨウ素剤の受け取り方</p> <p>ウ 屋内退避の際に配布・服用の指示が出た場合は, 避難に切り替わった時点で配布・服用を行う</p> <p>エ 服用後しばらくの間は様態を観察 検討事項⑫</p> <p>(5) スクリーニングの実施</p> <p>ア 全面緊急事態の段階でスクリーニングを実施する場所を設置, スクリーニング機材, 人員等を確保するなどの体制整備 検討事項⑬</p> <p>イ スクリーニングポイントは, 発電所から30キロ以上離れた駐車場等を選定 検討事項⑭</p> <p>ウ 避難区域外における住民のスクリーニング及び除染の実施</p> <p>エ 内部被ばくの把握と行動調査の実施</p>	<p>検討事項⑧: 薬剤師が粉末剤から液状に調製 【調製する場所, 体制の検討】</p> <p>検討事項⑨: 追加配布の方法 【配布場所, 配布時期の検討】</p> <p>検討事項⑩: 事前配布を行う範囲の設定 【即時避難を行う可能性のある地域, 受け取ることが困難と想定される地域の検討】</p> <p>検討事項⑪: 配布の方法等 【配布の方法, 配布体制の確保, 配布時期の検討】</p> <p>検討事項⑫: 医療関係者, 自治体職員, 家族等が観察 【観察の実現性の検討】</p> <p>検討事項⑬: スクリーニングの実施体制 【資機材の確保, 人員, 手順等】</p> <p>検討事項⑭: スクリーニングの実施場所 【U P Z 境界付近で選定】</p>

項 目	内 容	検 討 事 項
4 児童・生徒への対応	ア P A Z内は学校等からバスによる集団避難，U P Z内は自宅から避難 イ 保護者への引渡しルールの策定 検討事項⑮	検討事項⑮：集団避難先と保護者への引き渡し 【集団避難先と一般避難先が異なる】
5 外国人への対応	ア 語学ボランティア等の協力を得て，テレビ等を活用した情報提供 イ 相談窓口の設置	
6 一時滞在者（観光客等）への対応	ア 施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告，報道機関，観光関連団体を通じた情報提供 イ 帰宅困難者は一時集合場所からバス等で避難，安定ヨウ素剤の配布・服用	
7 屋内退避の要件及び対処方法	ア 避難困難時や避難に時間がかかる入院患者等などの屋内退避の有効性 イ 避難を実施する余裕がない場合は，放射性プルームの通過後の避難 検討事項⑯ ウ 空調の停止，ドアの目張りなどの屋内退避の対処方法 エ 自宅が被災した場合の避難所（一時集合所）への避難 検討事項⑰	検討事項⑯：屋内退避の期間限度 【退避期間と避難時の防護措置の検討】 検討事項⑰：受入れ施設の事前指定 【箇所数の検討】

項 目	内 容	検 討 事 項
第5章 災害時要援護者の避難体制		
1 避難・屋内退避の指示への対応	<p>(1) P A Z 圏内</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒事象の段階における避難準備 イ 施設敷地緊急事態で避難開始 <p>(2) U P Z 圏内</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設敷地緊急事態の段階における避難準備 イ 全面緊急事態で避難開始，プルーム到来時の屋内退避 	
2 避難の流れ	<p>(1) 社会福祉施設等入所者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 協定等で定めた社会福祉施設へ入所 検討事項⑱ イ 受入調整に時間を要する場合は，一般避難所への避難も含め避難を優先し，受入態勢が整い次第，社会福祉施設へ移送 検討事項⑲ <p>※ 通所者は避難準備情報が発出された段階で帰宅，避難指示発出後に避難 検討事項⑳</p> <p>(2) 病院等入院患者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 病院へ直接搬送 検討事項㉑ イ 受入調整に時間を要する場合は，一般避難所への避難も含め避難を優先し，受入体制が整い次第，病院等へ搬送 検討事項㉒ <p>※ 通院者は避難準備情報が発出された段階で帰宅，避難指示発出後に避難</p> <p>(3) 在宅要援護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 一般避難所へ避難したうえで必要に応じ福祉避難所へ移送 イ 受入先，移送手段が用意できている場合は直接福祉避難所，医療機関等へ避難 	<p>検討事項⑰：協定では避難施設を特定していない 【避難時の受入先の検討】</p> <p>検討事項⑱：一般避難所への避難も含めた避難優先 【段階的避難，体調の維持の検討】</p> <p>検討事項⑲：施設側が帰宅のための送迎ができるか 【通所者の帰宅手段の検討】</p> <p>検討事項㉑：搬送体制 【転院先の確保，車両の調達，引率者の確保の検討】</p> <p>検討事項㉒：一般避難所への避難も含めた避難優先 【段階的避難，体調の維持の検討】</p>

項 目	内 容	検 討 事 項
3 避難先の確保	ア あらかじめ避難先、避難ルートを周知 イ 警戒事象時の受入市町村への受入要請，輸送手段の確保，避難準備 ウ 県は避難先となる病院情報の整理と周知 エ 警戒事象時の受入病院への受入要請，輸送手段の確保，避難準備	
4 避難手段及び避難ルート	ア 避難車両等の確保，一時集合所，社会福祉施設等へのバス等の手配 イ 避難手段確保の手順，体制整備 ウ 在宅要支援者の避難支援 エ ヘリコプター搬送を想定したヘリポートの確認	
5 安定ヨウ素剤	優先避難のための安定ヨウ素剤の携帯	

項 目	内 容	検 討 事 項
第6章 避難住民の支援体制		
1 一般避難所の開設・運営等	<p>(1) 開設・運営等</p> <p>ア 避難開始当初における避難所の開設, 受入業務は避難先自治体 [検討事項㉓]</p> <p>イ 避難所運営への移行 [検討事項㉔]</p> <p>ウ 食事の提供, 医療体制, 情報の提供等の対応 [検討事項㉕]</p> <p>エ 避難所の施設管理は施設管理者</p> <p>オ 避難者の流入, 収容人数超過時の対応 [検討事項㉖]</p> <p>カ 愛玩動物の適正飼養</p> <p>(2) 避難物資の確保</p> <p>ア 食料や毛布等の確保</p> <p>イ 資機材・物資の受入体制の整備</p> <p>(3) 避難住民の記録</p> <p>ア 避難者名簿(家族単位)作成</p> <p>(4) 避難が長期化した場合の対応</p> <p>ア 賃貸住宅, 仮設住宅等への早期移転 [検討事項㉗]</p> <p>イ 概ね6ヶ月以内の移転完了</p>	<p>検討事項㉓: 避難所の開設・受入れ業務 【受入れ業務等のサポート体制の検討】</p> <p>検討事項㉔: 避難所の運営 【避難所運営を移管するタイミングと体制の検討】</p> <p>検討事項㉕: 避難者に対する各種対応 【実施体制の検討】</p> <p>検討事項㉖: 避難を要しない地域からの避難者対応 【収容人数超過時の対応の検討】</p> <p>検討事項㉗: 移転の時期 【避難所の設置期間, 賃貸住宅等への移転時期の検討】</p>
2 福祉避難所の開設・運営等	<p>(1) 開設・運営等</p> <p>ア 福祉避難所の開設は避難先自治体 [検討事項㉘]</p> <p>イ 運営, 管理体制は一般住民と同様</p> <p>(2) 災害時要援護者のケア</p> <p>ア 在宅要支援者は家族が, 社会福祉施設入所者は施設職員が中心</p> <p>イ ボランティア等の応援要員の迅速な確保</p> <p>(3) 資機材・物資の確保</p> <p>ア 災害時要援護者が必要な資機材等の迅速な確保</p> <p>イ 資機材, 物資の受入体制の整備</p> <p>(4) 避難が長期化した場合の対応</p> <p>ア 時期を明示した社会福祉施設, 仮設住宅, 賃貸住宅への移転 [検討事項㉙]</p> <p>イ 移転に係る支援体制の構築</p>	<p>検討事項㉘: 避難所の開設 【受入れ業務等のサポート体制の検討】</p> <p>検討事項㉙: 移転の時期 【社会福祉施設, 賃貸住宅等への移転時期の検討】</p>

項 目	内 容	検 討 事 項
第7章 避難状況の確認		
1 住民避難の確認方法	ア 避難済目印の表示 イ 確認する区域と確認者の決定 検討事項⑩	検討事項⑩：避難完了の確認 【ローラーで確認するための体制の検討】
2 避難者の安否確認	指定避難所以外に避難した住民の安否確認手段の検討	
第8章 行政機能の移転		
1 所在・関係周辺市町村の移転	ア 避難先自治体の代替施設への移転	
2 県関係機関の移転	ア 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域以外の県有施設, 公共施設への機能移転	